

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年3月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300367号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300034号

第1 結論

平成25年7月から平成26年6月までの請求期間、同年10月から平成27年6月までの請求期間及び同年7月から平成28年9月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年7月から平成26年6月まで
② 平成26年10月から平成27年6月まで
③ 平成27年7月から平成28年9月まで

平成25年7月から平成30年6月までの国民年金加入期間については、全て保険料の免除申請をしたはずであるが、国民年金の記録では、請求期間①及び②は保険料の納付猶予期間となっており、請求期間③は未納期間となっている。請求期間①、②及び③については、会社を退職した後に就職活動を行っていた期間であり、収入はなかったため免除申請を行った記憶がある。当該期間を保険料の免除期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間にA市又はB市に居住し保険料の免除申請を行ったと陳述しているところ、戸籍の附票及び住民票(除票)により平成6年12月27日から平成29年10月10日まで請求者はA市に住民登録していることが確認でき、日本年金機構が保管している請求者に係る平成25年度及び平成26年度の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)」により、平成25年7月19日に同市で請求期間①に係る免除申請が受け付けられ、平成27年4月16日に同市で請求期間②に係る免除申請が受け付けられていることが確認できる。

一方、上記の免除申請書により、請求者は、いずれの申請書においても「免除等区分」欄の申請しない区分の希望及び「納付猶予の審査順序」欄の審査順序の変更希望は未記入の状態で提出していることが確認でき、未記入で申請した場合は、まず全額免除の審査が行われ、以下、保険料の負担が少なくなる順に、納付猶予(当時は、30歳未満に限る。)、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の審査が行われることとなる。

また、保険料の免除の審査に当たっては、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 90 条第 1 項ただし書の規定により、申請者本人の所得だけではなく、保険料の連帯納付義務者である配偶者及び世帯主の所得についても審査対象とされるところ、A 市の住民票（除票）により、請求期間①及び②における世帯主は請求者の父親であることが確認できる。

このため、請求期間①及び②に係る保険料の全額免除が承認されるためには、請求者及び請求者の父親の前年所得額が、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 6 条の 7 に定める額（請求者は 57 万円、請求者の父親は 162 万円）以下である必要があるところ、前述の免除申請書及び免除申請書の市町村確認欄により、請求者は失業者の特例として前年所得額が 0 円とみなされているものの、請求者の父親は前年所得額が上記国民年金法施行令で定める額を超えていることが確認でき、その結果、請求期間①及び②については、保険料の全額免除は承認されず、国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）附則第 19 条第 2 項ただし書の規定により申請者本人及び配偶者のみが審査対象とされる保険料の納付猶予が承認されたものと認められる。

なお、上記免除申請書で確認できる請求者の父親の前年所得額は、国民年金法施行令で定める保険料の 4 分の 1 免除が承認される上限額も超えている。

- 2 請求期間③について、日本年金機構は、当該期間においては請求者に係る保険料の免除申請又は納付猶予が承認された記録はない旨回答しているほか、当該期間に請求者が住民登録をしていた A 市は、平成 25 年度及び平成 26 年度については、それぞれ平成 25 年 7 月 19 日及び平成 27 年 4 月 16 日に請求者に係る免除申請を受け付けた記録が確認できるが、平成 27 年度及び平成 28 年度については、請求者に係る免除申請を受け付けた記録はないと回答しており、請求期間③において請求者が保険料の免除申請を行ったことは確認できない。

また、保険料の免除申請は、平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 191 号の規定により、申請日の属する月の 2 年 1 か月前まで遡って申請することができることから、請求者が請求期間③より後の平成 29 年 11 月から住民登録していた C 市に照会をしたが、同市は、保有する電子データに請求者が同市で保険料の免除申請を行った記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者が平成 30 年 3 月から住民登録していた D 市の回答及びオンライン記録によると、同年 11 月に請求者に係る保険料の免除申請が受け付けられており、同月から 2 年 1 か月前まで遡った平成 28 年 10 月から平成 30 年 6 月までの保険料が全額免除となっている上、請求者が保管する平成 30 年 2 月 8 日付け E 年金事務所発行の「国民年金保険料追納のご案内」には、平成 19 年度から平成 28 年度までの「各月の保険料免除状況」が記載されているが、請求期間③を含む平成 27 年 7 月から平成 29 年 3 月までに保険料の免除及び納付猶予の記録はないこと等を踏まえると、平成 30 年 11 月に D 市で上記の免除申請が行われるまで、請求期間③を含む平成 27 年 7 月から平成 30 年 6 月までの期間は保険料の未納期間であったことがうかがえ、当該免除申請が行われた時点においては、既に請求期間③に係る保険料の免除申請は行うことができない。

- 3 このほか、請求者が、請求期間①、②及び③の保険料を免除されていたことを示す関連資料

はなく、当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を免除されていたものと認めることはできない。